参考資料２-５

**令和３年度**

**国の施策並びに予算に関する提案・要望**

**（環境農林水産関連）**

**令和２年８月**

**大　　阪　　府**

**令和３年度環境農林水産に関する国の施策並びに予算に関する提案・要望**

　日頃から、大阪府環境農林水産行政の推進につきまして、格別のご高配とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

本府における、「成長と安全・安心のよき循環」により府民の願いである「豊かな大阪」の実現を確たるものとすべく、環境農林水産分野では「豊かな環境と安全安心な食を育む持続可能な社会」の実現に向け、全力で取り組んでいるところです。また、それぞれの取組みについては、「ポスト・コロナ社会」を見据え、より良く変える「ビルド・バック・ベター」の観点を重視しています。

環境分野においては、府民の健康の保護と生活環境を保全するため、良好な大気や水環境の確保に向けた取組みはもとより、プラスチックの資源循環や廃棄物の適正処理の推進、創エネ・省エネの普及促進を含めた「緩和・適応」両面からの地球温暖化対策などを推進しています。

また、農林水産分野においては、今回のコロナによる危機を好機と捉え、活力ある農林水産業の振興に向け、大都市（大消費地）の強みを活かした販路拡大等に力を注ぐとともに、「農のある暮らし」の実現に向けた成長産業化に資する様々な取組みを進めています。

さらに、近年頻発する自然災害（自身・豪雨・台風）への対応力の強化に向け、ため池等の防災・減災対策や府独自の森林環境税を活用した森林保全を推進するとともに、都市緑化を活用した猛暑対策の取組みについても着実に推進しています。

令和３年度の国家予算編成に当たりましては、本府の課題解決に向けた取組みについて十分ご理解いただき、以下に提案する施策の具体化、実現が図られるよう、格別のご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

大阪府知事　吉 村　洋 文

目　　　次

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **１** | **建設発生土の適正処理に向けた法制度の整備** | **１** |
| **２** | **ため池の防災・減災対策の推進** | **１** |
| **３** | **海洋プラスチックごみ対策の実効性のある取組みの推進** | **１** |
| **４** | **全てのPCBの期限内処理に向けた国の役割強化** | **２** |
| **５** | **省エネ等の推進及び地球温暖化対策の推進****（１）太陽光発電施設の適切な設置****（２）省エネの推進及びZEH等の普及促進****（３）地球温暖化対策の推進** | **２** |
| **６** | **公害財特法の期限延長** | **３** |

**１　建設発生土の適正処理に向けた法制度の整備**

建設発生土の適正処理については、都道府県域を越える課題と捉え、次の(1)～(3)の内容を規定した、建設発生土の適正処理に関する法律を制定すること。

(1) あらかじめ処理計画を作成・提出させるなど、建設発生土の発生者側の責任を明確にし、発生から搬出、処理に至る流れを管理するとともに、地方自治体が情報共有できる仕組み

(2) 建設発生土の搬入・埋立て等の行為については許可制とし、安全確保のための許可基準

(3) 不適正な処理を行った者に対する罰則の強化

**２　ため池の防災・減災対策の推進**

全国的にも増大した防災重点ため池に対する防災・減災対策を推進するため、以下について対応すること。

(1) 農村地域防災減災事業及び農業水路等長寿命化・防災減災事業の定額助成制度について令和３年度以降も継続すること。

(2) 農業水路等長寿命化・防災減災事業における監視・管理体制の強化に対する支援制度について、全国一律の助成上限額を撤廃すること。

**３　海洋プラスチックごみ対策の実効性のある取組みの推進**

G20大阪サミットで共有された「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」の早期達成に向けて、ポスト・コロナ社会も見据え、以下のプラスチックの資源循環や海洋プラスチックごみ対策を推進すること。

(1) 都市域において海洋プラスチックごみ対策を効果的に推進するため、府が実施する大阪湾へのプラスチックごみ・マイクロプラスチックの流入実態の把握や、対策の進捗状況を把握する指標の検討を財政的・技術的に支援すること。

(2) ペットボトルのボトルtoボトルリサイクルを推進するため、容器包装リサイクル法に基づく基本方針に、市町村がビンや缶と混合せずにペットボトルを単独で分別回収することを明記し、その周知を図ること。

(3) バイオプラスチック導入ロードマップの策定にあたっては、使い捨てプラスチック製品ごとに、紙や木などの代替素材を含め、普及すべき素材を検討し、その実用化・普及に向け、現在のリサイクルシステムを踏まえた具体的な施策を示すこと。

(4) 地域における企業、住民と連携した以下の取組みを支援すること。

　① 企業等がビジネスの観点で関わるなど、陸域に散乱しているプラスチックごみの住民参加型回収活動を持続的に活性化する新たな実施モデルの構築。

　② 2030年までに使い捨てプラスチックを25%排出削減するため、マイボトルやマイ食器を普及させるための啓発や実証実験。

**４　全てのPCBの期限内処理に向けた国の役割強化**

(1) 国主導で進められているPCB廃棄物の早期処理に当たり、行政代執行を行う場合の処理費用に対する一層の負担軽減や代執行後の求償も含めた事務的経費への支援制度の創設など地方財政措置制度を拡充すること。

(2) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い経済的に困窮する事業者に対し、処分費用の支払いを一時的に猶予するなどの支援策を講じること。

**５　省エネ等の推進及び地球温暖化対策の推進**

**(1) 太陽光発電施設の適切な設置**

本府では、エネルギーの地産地消に向けて、太陽光発電の普及拡大を図っているところであるが、設置において地域とのトラブルが発生している。そのため、既存のトラブルについては、事業者に対しFIT法に基づく厳格な指導徹底を図るとともに、新たな事業計画の認定に際しては、以下の点に十分に配慮し、FIT法改正の上、ガイドラインの改正・改善を実施すること。

① 一定規模以上の発電設備を設置しようとする事業者に対して、地域住民への事前説明とその結果の報告を義務付けること。

② 関係法令等の相談及び手続きが完了した旨の国への報告を事業者に対して義務付けること。

**(2) 省エネの推進及びZEH等の普及促進**

① 中小事業者の省エネ診断や設備の導入等に対する補助制度の拡充及び申請手続きの簡素化等を図ること。また、ポスト・コロナ社会を見据え、中小事業者が経営再建を図りつつ、省エネ・省CO2に取り組めるよう、高機能換気設備等の導入など環境に配慮した設備投資に対する支援制度を充実・発展させること。

② ZEH（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）やZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）等の省エネ建築物について、2020年以降の補助制度を延長拡充するとともに、税制上の優遇措置を充実させること。また、ZEHについては、省エネ性能に加え、健康面や防災面等の多面的なメリットの効果的な広報・啓発を積極的に行うとともに、ZEHビルダー/プランナーの人材育成を支援する仕組み等を構築すること。

**(3) 地球温暖化対策の推進**

① 新型コロナウイルス感染症による影響からの経済復興を図る上において、脱炭素化に向けた気候変動対策を強力に推進するため、現在検討が進められている「地球温暖化対策計画」に明記するなど、国として2050年二酸化炭素排出量実質ゼロを明確に表明すること。

② 脱炭素化に向けた取組みの推進にあたっては、地域内の現状及び取組成果といったデータを的確に把握し見える化することにより、住民のさらなる行動変容を促すことが重要である。そのために必要となる以下の情報を、国が適切に把握し、地方自治体に定期的に提供すること。

ア．小売電気事業者ごとの都道府県別電力需要量又は都道府県別電力排出係数

イ．市町村別電力需要量

ウ．都道府県別の再生可能エネルギーの導入量データ（発電出力や電力需要量）

**６　公害財特法の期限延長**

公害防止計画の推進を財政面から支える「公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」（公害財特法）に基づく財政上の特別措置について、必要な予算措置及び地方財政上の措置が講じられるよう、その適用期限を延長すること。